

07 都市施設

都市施設とは、都市の生活や生産活動を繰り広げるうえで誰もが利用する根幹的な施設のことで、都市計画では、都市の合理的な利用及び制限のもとに、道路、公園、下水道などをはじめとする都市施設の位置、規模、構造などを必要に応じて定めることができます。

なお、都市計画で定めた都市施設内では、建築物に制限があります。(都市計画法第53条)

◎交通施設

■都市高速鉄道

都市高速鉄道とは、都市における鉄道のうち、都市計画上必要な施設として定めるもので、地下鉄、連続立体交差事業、都市モノレール、新交通システム等があります。

都市計画決定告示年月日・番号		種 別	名 称	延 長
平成18年 6月20日決定	(道)第554号	連続立体交差事業	北海道旅客鉄道株式会社 函館本線	4,490m

■都市計画道路

都市計画道路は、都市施設としての道路の機能は、交通手段としてばかりでなく、道路網としての都市の骨格を形成し、公共空間の確保や都市機能の誘導等を通じて都市の発展に貢献しています。

都市計画において定める道路は次のとおりです。

種 類	概 要
自動車専用道路	都市高速道路や都市間高速道路など比較的長いトリップの交通を処理するため、設計速度を速く設定し、一定区間における路外からの車両の出入り制限を行ない、自動車専用とする道路です。
幹 線 街 路	都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもち、近隣住区などの地区の外郭を形成するまたは近隣住区などの地区における主要な道路で、当該地区に発生する交通を地区の外郭を形成する道路に連絡する道路です。
区 画 街 路	近隣住区等の地区における宅地の利用に供する道路です。
特 殊 街 路	歩行者、自転車、都市モノレール等、自動車以外の用に供する道路です。

本市における都市計画道路は次頁表のとおりです。

■交通広場

交通広場は、歩行者やバス、タクシーなどが集中する地点において、これらの交通を適切に処理するため、道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場です。特に鉄道の駅に接続するものを駅前広場といいます。

江別市では、都市計画道路「鉄西線」の一部として「野幌駅北口駅前広場(約5,000㎡)」、「1号線」の一部として「野幌駅南口駅前広場(約3,800㎡)」を定めています。

■その他の交通施設

その他交通施設としては、空港、港湾、他の交通機関との結節あるいは自動車交通の目的におけるターミナルとしての駐車場、バスやトラック等の発着を集約し、交通の円滑化、輸送効率を高めた自動車ターミナル等があります。

■都市計画道路一覧

(令和7年3月31日現在)

都市計画道路名称		当初都決年月日・告示番号 最終都決年月日・告示番号	都市計画道路区間延長(m)				代表 幅員(m)	標準 車線数
番 号	街路名(下段国道/道道名)		国道	道道	市道	合計		
3・3・12	札幌・江別通 国道12号	S29. 3.30(建) 327号 H18. 6.20(道) 554号	9,470			9,470	25	4
3・4・301	4丁目通	S32. 4.23(建) 637号 H13.10.16(市) 88号			680	680	18	2
3・2・302	角山通 国道275号	S48. 4.20(道)1108号 R 6. 3.26(道) 171号	1,780			1,780	30	4
3・3・303	3番通 道道東雁来江別線 道道大麻東雁来線	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号		1,400	6,620	8,020	25	4
3・3・304	南大通 道道江別長沼線 道道札幌北広島環状線	S39.11. 5(建)3089号 H23. 6.28(道) 450号		3,340	1,620	4,960	25	4
3・3・307	白樺通 道道札幌北広島環状線 道道野幌総合運動公園線	S29. 3.30(建) 327号 H18. 6.20(道) 554号		2,610	740	3,350	25	4
3・3・308	5丁目通 道道江別インター線 道道札幌北広島環状線	S32. 4.23(建) 637号 R6.3.26(道)171号		3,990		3,990	22	4
3・3・309	江別恵庭線 道道江別恵庭線 道道札幌北広島環状線	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号		5,120		5,120	25	4
3・3・310	公園通	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号			1,730	1,730	22	4
3・3・311	対雁中通 道道札幌北広島環状線	S48. 4.16(市) 3号 R 6 3.26(市) 66号		1,970	970	2,940	25	4
3・4・312	4番通	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(市) 88号			3,720	3,720	18	2
3・4・313	2番通 道道東雁来江別線	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号		3,590	3,790	7,380	18	2
3・4・314	文教通	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(市) 88号			2,460	2,460	18	2
3・4・315	大麻14丁目通	S39. 3.17(建) 535号 H13.10.16(市) 88号			350	350	18	2
3・4・316	大麻駅前通	S39. 3.17(建) 535号 H13.10.16(市) 88号			1,100	1,100	18	2
3・4・317	1号線	S48. 4.16(市) 3号 H18. 6.20(市) 111号			2,120	2,120	20	2
3・4・318	新栄通 道道札幌北広島環状線	S36. 3.11(建) 397号 H13.10.16(市) 88号		290	2,260	2,550	20	2
3・4・319	3丁目通	S29. 3.30(建) 327号 R 4. 3. 8(市) 47号			2,110	2,110	16	2
3・4・320	対雁通 道道江別長沼線	S48. 4.16(市) 3号 R 6 3. 26(市) 66号		2,340	2,010	4,350	16	2
3・4・321	江別長沼線 道道江別長沼線	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号		920	720	1,640	18	2
3・4・322	鉄東線	S48. 4.16(市) 3号 H18. 6.20(市) 111号			3,140	3,140	16	2
3・4・323	大麻13丁目通	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(市) 88号			160	160	16	2
3・4・324	11丁目通	S39.11. 5(建)3089号 H13.10.16(市) 88号			1,370	1,370	16	2
3・4・325	中原通 道道札幌北広島環状線	S48. 4.16(市) 3号 H18. 6.20(道) 554号		1,020	400	1,420	21	2
3・4・326	早苗別通	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(市) 88号			1,860	1,860	20	2
3・4・327	あけぼの通 道道江別長沼線	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(道)1749号		640		640	16	2
3・5・328	5条1丁目通	S48. 4.20(道)1108号 H13.10.16(市) 88号			660	660	15	2

都市計画道路名称		当初都決年月日・告示番号	都市計画道路区間延長(m)				代表	標準
番 号	街路名(下段国道/道道名)	最終都決年月日・告示番号	国道	道道	市道	合計	幅員(m)	車線数
3・5・329	鉄西線	S48. 4.16(市) 3号 H18. 6.20(道) 554号			2,300	2,300	15	2
3・2・330	8丁目通 道道野幌停車場線 道道東雁来江別線 道道江別恵庭線	S29. 3.30(建) 327号 H18. 6.20(道) 554号		2,620	200	2,820	30	4
3・5・331	市街地東光通	S48. 4.20(道)1108号 H13.10.16(市) 88号			1,970	1,970	15	2
3・2・332	豊幌大通 国道12号	S53. 6.26(道)2015号 R 4. 3. 8(道) 158号	1,540			1,540	33	4
3・2・334	野幌総合運動公園通 道道野幌総合運動公園線	S58. 3.31(道) 600号 H13.10.16(道)1749号		670		670	30	2
8・4・335	野幌グリーンモール	S61. 2. 5(市) 7号			920	920	18	—
3・2・336	江別インター線 道道江別インター線	H 1. 2.27(道) 278号 H19.11. 6(道) 705号		3,320		3,320	30	4
3・4・337	リサーチパーク通	H 3. 3.28(市) 24号 H13.10.16(市) 88号			1,780	1,780	20	2
3・4・338	東野幌通	H 3. 3.28(市) 24号 H13.10.16(市) 88号			1,110	1,110	18	2
3・4・339	豊幌3号通	H 3. 3.28(市) 24号 H13.10.16(市) 88号			690	690	18	2
3・4・340	豊幌5号通	H 3. 3.28(市) 24号 H13.10.16(市) 88号			320	320	18	2
7・5・341	上江別1号通	H 5. 9.14(市) 50号 H13.10.16(市) 88号			1,520	1,520	12	2
3・4・342	元江別中央通	H 6. 3.29(市) 16号 R 4. 3. 8(市) 47号			2,040	2,040	18	2
7・5・343	見晴台1号通	H 6. 3.29(市) 16号 H13.10.16(市) 88号			2,010	2,010	12	2
3・4・344	10丁目通	H 9. 3.28(市) 33号 H13.10.16(市) 88号			1,360	1,360	18	2
3・4・345	16丁目通	H 9. 3.28(市) 33号 H13.10.16(市) 88号			340	340	18	2
3・4・346	兵村4丁目通	H12. 3.31(市) 38号			1,570	1,570	16	2
3・4・347	野幌駅南通	H18. 6.20(市) 111号			920	920	16	2
3・4・348	旭通	H18. 6.20(市) 111号			520	520	18	2
3・4・349	若葉通	H18. 6.20(市) 111号			1,820	1,820	20	2
8・7・350	高砂地下歩道	H18. 6.20(市) 111号			170	170	4	—
3・4・351	江南通	H19. 11.6(市) 148号			950	950	19	2
3・4・352	大麻インター線 道道江別インター線 道道大麻東雁来線 道道東雁来江別線	H19. 11.6(道) 705号		2,630		2,630	21	4
合 計		延長	12,790	36,470	63,100	112,360		
		路線数	3	15	41	50		

※都市計画道路に付けられている番号の意味についてA:最初の数字～区分 B:中間の数字～規模 C:最後の数字～一連番号

A:1(自動車専用道路) 3(幹線街路) 7(区画街路) 8(特殊街路:歩行者専用道、自転車道等) 9(特殊街路:都市モノレール専用道等)

B:1(幅員40m以上) 2(幅員30m以上40m未満) 3(幅員22m以上30m未満) 4(幅員16m以上22m未満) 5(幅員12m以上16m未満)

6(幅員8m以上12m未満) 7(幅員8m未満)

C:道路一連番号

◎公園・緑地

■都市計画公園

都市計画公園は、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動その他のレクリエーションの用に供するとともに、災害時の避難場所などの用に供することを目的としたものです。

都市計画において定める公園は次のとおりです。

種 類	概 要
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は250mを標準とします。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は500mを標準とします。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は1kmを標準とします。
総合公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園です。
運動公園	主として運動の用に供する公園で、運動施設の面積が、全公園面積の25～50%の範囲にあるものをいいます。
広域公園	一つの市町村の区域を超える広域の利用に供する公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯など総合的な利用に供されるものをいいます。
特殊公園	主として風致の享受の用に供する公園、または、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園その他特殊な利用を目的とする公園です。

■都市計画緑地

都市計画緑地は、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的としたものです。

都市計画に定める緑地には、特に種別は規定されていませんが、次のような機能を持つ緑地があります。

種 類	概 要
緩衝緑地	公害や災害の発源地域と一般の市街地とを分断遮断する緑地です。
都 市 林	都市内のまとまった面積を有する樹林地等の保護、保全、自然的、環境の復元を図る緑地です。
広場公園	商業、業務系地域における施設利用者の休養施設及び修景施設です。
都市緑地	都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るための緑地です。
緑 道	都市生活の安全性や快適性の確保と、災害時の避難路の確保のためのもので、植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地です。

本市における都市計画公園・緑地は次頁表のとおりです。

■都市計画公園等一覧表

(令和6年12月31日現在)

種 別	名 称		最終都決年月日 告示番号	都決面積 (ha)	整 備 状 況		
	番 号	公 園 名 称			整備済	未整備	備 考
街 区 公 園	2・2・1001	白樺公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.20	0.20		
	2・2・1002	旭公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.30	0.30		
	2・2・1003	双葉公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.15	0.15		
	2・2・1004	若草公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.52	0.52		
	2・2・1005	かわなか公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.50	0.50		
	2・2・1006	弥生公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.36	0.36		
	2・2・1007	みづほ公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.54	0.54		
	2・2・1008	つばめ公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.20	0.20		
	2・2・1009	ひばり公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.19	0.19		
	2・2・1010	こまどり公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.20	0.20		
	2・2・1011	ほほじろ公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.37	0.37		
	2・2・1012	すみれ公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.27	0.27		
	2・2・1013	あじさい公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.07	0.07		
	2・2・1014	らいらっく公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.07	0.07		
	2・2・1015	さふらん公園	S46.11.24 (市)第 48号	0.07	0.07		
	2・2・1016	なでしこ公園	S46.11.24 (市)第 48号	0.10	0.10		
	2・2・1017	のぎく公園	S46.11.24 (市)第 48号	0.10	0.10		
	2・2・1018	あやめ公園	S46.11.24 (市)第 48号	0.09	0.09		
	2・2・1019	とうこう公園	S47. 3.28 (市)第 67号	0.25	0.25		
	2・2・1020	わらべ公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.22	0.22		
	2・2・1021	くるみ公園	S50. 3.31 (市)第 61号	0.11	0.11		
	2・2・1022	しゃくなげ公園	S50. 3.31 (市)第 61号	0.12	0.12		
	2・2・1023	かしわ公園	S50. 3.31 (市)第 61号	0.12	0.12		
	2・2・1024	すずかけ公園	S50. 3.31 (市)第 61号	0.19	0.19		
	2・2・1025	どんぐり公園	S50.12. 6 (市)第 44号	0.10	0.10		
	2・2・1026	うつぎ公園	S51.12.20 (市)第 53号	0.13	0.13		
	2・2・1027	こりんご公園	S51.12.20 (市)第 53号	0.14	0.14		
	2・2・1028	かつら公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.44	0.44		
	2・2・1029	さつき公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.12	0.12		
	2・2・1030	ぼぶら公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.15	0.15		
	2・2・1031	みずき公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.37	0.37		
	2・2・1032	まゆみ公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.16	0.16		
	2・2・1033	かえで公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.28	0.28		
	2・2・1034	からまつ公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.74	0.74		
	2・2・1035	つばき公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.28	0.28		
	2・2・1036	くりのき公園	S55. 5.26 (市)第 45号	0.25	0.25		
	2・2・1037	はるにれ公園	S55. 5.26 (市)第 45号	0.67	0.67		
	2・2・1038	のばら公園	S55. 5.26 (市)第 45号	0.17	0.17		
	2・2・1039	はんのき公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.50	0.50		
	2・2・1040	ふじのき公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.15	0.15		
	2・2・1041	ならのき公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.24	0.24		
	2・2・1042	ゆりのき公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.25	0.25		
	2・2・1043	さくら公園	H20. 2.18 (市)第 11号	0.32	0.32		
	2・2・1044	まきば公園	H 4.10.16 (市)第 78号	0.25	0.25		
	2・2・1045	はすかつが公園	H13. 7.19 (市)第 57号	0.10	0.10		
	45 箇所			11.12	11.12		

種別	名 称		最終都決年月日 告示番号	都決面積 (ha)	整 備 状 況		
	番 号	公 園 名 称			整備済	未整備	備 考
近隣公園	3・3・201	錦町公園	S48. 7. 6 (道)第2141号	1.9	1.9		
	3・3・202	大麻東公園	S48. 7. 6 (道)第2141号	2.0	2.0		
	3・4・203	大麻西公園	S48. 7. 6 (道)第2141号	6.2	6.2		
	3・3・204	元江別公園	S51. 2.10 (道)第 270号	1.0	1.0		
	3・3・205	上江別南町公園	S57. 5.13 (道)第 981号	1.2	1.2		
	3・3・206	野幌末広町公園	S57. 5.13 (道)第 981号	1.5	1.5		
	3・3・207	文京台南町公園	S57. 5.13 (道)第 981号	3.1	3.1		
	3・3・208	見晴台公園	H 1.12.14 (道)第1882号	2.0	2.0		
	3・3・209	大麻新町公園	S60. 2.12 (道)第 174号	2.0	2.0		
	3・3・210	豊幌公園	H 3. 3.28 (道)第 451号	2.0	2.0		
	3・3・211	江別太公園	H 3. 3.28 (道)第 451号	2.0	2.0		
	3・3・212	野幌屯田町公園	H 4. 3. 5 (市)第 18号	2.1	2.1		
	3・3・213	上江別公園	H 5. 9.14 (市)第 51号	2.0	2.0		
	13 箇 所			29.0	29.0		
地区公園	4・4・201	湯川公園	S60. 2.12 (道)第 174号	6.9	6.9		
	4・4・202	泉の沼公園	H14. 3.15 (市)第 14号	6.8	6.8		
	4・5・203	大麻中央公園	H14. 3.15 (道)第 416号	10.6	10.6		
	3 箇 所			24.3	24.3		
総合	5・5・101	東野幌総合公園	R 4. 6. 3 (市)第 186号	11.6		11.6	
	1 箇 所			11.6	0.0		
運動	6・4・101	飛鳥山公園	S48. 7. 6 (道)第2141号	9.9	9.9		
	1 箇 所			9.9	9.9		
広域	9・6・ 3	野幌総合運動公園	S61. 5.15 (道)第 746号	64.1	64.1		道立公園
	1 箇 所			64.1	64.1		

※都市計画公園に付けられている番号の意味について A:最初の数字～区分 B:中間の数字～規模 C:最後の数字～一連番号

A:2(街区公園) 3(近隣公園) 4(地区公園) 5(総合公園) 6(運動公園) 7,8(特殊公園) 9(広域公園)

B:2(面積1ha未満) 3(面積1ha以上4ha未満) 4(面積4ha以上10ha未満) 5(面積10ha以上50ha未満)

6(面積50ha以上300ha未満) 7(面積300ha以上)

C:公園一連番号(緑地についても同じ)

種別	名 称		最終都決年月日 告示番号	都決面積 (ha)	整 備 状 況		河川区域等 整備を要し ない区域
	番 号	公園名称			整備済	未整備	
緑地	101	石狩川河川敷緑地	S57. 5.13 (道)第 981号	301.6	14.5		287.1
	102	大麻第1緑地	S60. 2.12 (道)第 174号	1.9	1.9		
	103	大麻第2緑地	S63. 2.12 (道)第 202号	1.9	1.9		
	104	こりんご緑地	H 2. 3. 1 (市)第 8号	0.33	0.33		
	105	野幌開村緑地	H 2. 3. 1 (市)第 8号	0.23	0.23		
	106	錦山緑地	H 2. 3. 1 (市)第 8号	0.10	0.10		
	107	緑ヶ丘緑地	H 4. 3. 5 (市)第 19号	1.6	1.6		
	108	野幌南緑地	H10. 3.31 (市)第 38号	0.62	0.62		
	109	野幌台地斜面緑地	H10. 3.31 (市)第 38号	2.9	2.9		
	110	中央緑地	H10. 3.31 (市)第 38号	0.60	0.60		
	10 箇 所			311.78	24.68		287.10

※都決面積の有効数字について

街区公園:小数点以下第2位(3位を四捨五入)、街区公園以外:小数点以下第1位(2位を四捨五入)

緑地:・A≧1ha 小数点以下第1位 ・A<1ha 小数点以下第2位 (平成29年公園緑地事業実務要領より)

■都市計画公園等以外の公園等一覧表

(令和6年12月31日現在)

種別	番号	名 称	面積(ha)
街 区 公 園	1	あいりす公園	0.04
	2	あおぞら公園	0.06
	3	あおだも公園	0.25
	4	青葉公園	0.26
	5	あおやぎ公園	0.05
	6	あかしや公園	0.33
	7	あかなら公園	0.44
	8	あかね公園	0.12
	9	あかばな公園	0.08
	10	あかまつ公園	0.28
	11	あさがお公園	0.08
	12	あざみ公園	0.10
	13	あすなろ公園	0.10
	14	あねもね公園	0.08
	15	いきいき公園	0.64
	16	いずみ公園	0.04
	17	いなほ公園	0.05
	18	うきうき公園	0.09
	19	うらじろ公園	0.08
	20	えぞまつ公園	0.15
	21	えんじゅ公園	0.48
	22	おうぎまち公園	0.49
	23	おおばこ公園	0.10
	24	おおるり公園	0.07
	25	おどりこ公園	0.04
	26	かぜのこ公園	0.03
	27	かとれあ公園	0.07
	28	かなりあ公園	0.34
	29	かのご公園	0.02
	30	かわせみ公園	0.24
	31	かなな公園	0.02
	32	ききょう公園	0.09
	33	きつつき公園	0.04
	34	きらきら公園	0.07
	35	きらら公園	0.03
	36	ぎんなん公園	0.21
	37	くさぐさ公園	0.03
	38	くわのみ公園	0.20
	39	こうめ公園	0.04
	40	こぎつね公園	0.23
	41	こぐま公園	0.05
	42	こすもす公園	0.07
	43	こでまり公園	0.45
	44	ことぶき公園	0.08
	45	こばと公園	0.11
	46	こぶし公園	0.17

種別	番号	名 称	面積(ha)
街 区 公 園	47	こまゆみ公園	0.26
	48	こりす公園	0.12
	49	さくらんぼ公園	0.02
	50	さなえ公園	0.02
	51	さるびや公園	0.09
	52	さわまち公園	0.27
	53	しくらめん公園	0.04
	54	しらぎく公園	0.06
	55	しらゆり公園	0.06
	56	すぎのき公園	0.25
	57	すくすく公園	0.12
	58	すずめ公園	0.15
	59	すずらん公園	0.05
	60	せんのき公園	0.25
	61	そのまち公園	0.71
	62	そよかぜ公園	0.06
	63	たかまち公園	0.48
	64	たけのこ公園	0.08
	65	たけがえ公園	0.02
	66	伊達屋敷公園	0.11
	67	だりや公園	0.06
	68	たんぼぼ公園	0.06
	69	ちびっこ公園	0.03
	70	中央児童公園	0.08
	71	ちゅうりつ公園	0.05
	72	つくし公園	0.04
	73	つつじ公園	0.12
	74	つばさ公園	0.18
	75	つゆくさ公園	0.06
	76	つりばな公園	0.25
	77	とちのき公園	0.53
	78	とどまつ公園	0.08
	79	なかまち公園	0.33
	80	なかよし公園	0.62
	81	ななかまど公園	0.31
	82	なのはな公園	0.09
	83	にこにこ公園	0.02
	84	にしきぎ公園	0.25
	85	にしまち公園	0.46
	86	のいちご公園	0.10
	87	のうさぎ公園	0.07
	88	のげし公園	0.02
	89	のびのび公園	0.04
	90	はくうんぼく公園	0.25
	91	はしどい公園	0.10
	92	はまなす公園	0.10

種別	番号	名 称	面積(ha)
街 区 公 園	93	はみんぐ公園	0.25
	94	はるかぜ公園	0.11
	95	はるみ公園	0.59
	96	ぴかぴか公園	0.07
	97	ひなげし公園	0.06
	98	ぴのきお公園	0.07
	99	ひので公園	0.21
	100	ひまわり公園	0.27
	101	ひよどり公園	0.19
	102	ひるがお公園	0.02
	103	ふくじゅうそう公園	0.25
	104	ほうずき公園	0.07
	105	ほたる公園	0.23
	106	ぼたん公園	0.09
	107	ぼっぼ公園	0.02
	108	ほのぼの公園	0.23
	109	まつかさ公園	0.06
	110	みずなら公園	0.25
	111	みつばち公園	0.04
	112	みどり公園	0.25
	113	みどりの丘公園	0.14
	114	みなき公園	0.36
	115	みやまち公園	0.47
	116	むくげ公園	0.25
	117	むつみ公園	0.16
	118	むらさき公園	0.07
	119	めばえ公園	0.03
	120	もくれん公園	0.07
	121	モショッケ公園	0.84
	122	もみじ公園	0.34
	123	やまばと公園	0.15
	124	やまぼうし公園	0.25
	125	ゆうやけ公園	0.03
	126	ゆきんこ公園	0.05
	127	よつば公園	0.04
	128	りんどう公園	0.06
	129	るんるん公園	0.23
	130	れんげ公園	0.09
	131	わいわい公園	0.04
	132	若葉公園	0.29
	133	わくわく公園	0.15
	134	わんぱく公園	0.05
	135	わんわん公園	0.03
	136	ぼぶり公園	0.24
	計(136)箇所		22.37

種 別	番 号	名 称	面積(ha)	備 考
特 殊 公 園	1	野幌農村公園	1.00	
	2	江別太農村公園	1.50	
	3	千古園	1.20	
	4	大麻駅前1号公園	0.04	
	5	大麻駅前2号公園	0.09	
	6	RTN1号公園	0.29	
	7	RTN2号公園	0.25	
	8	ぐみ公園	0.23	
8 箇所 計			4.60	
緑 地	1	一号緑地	0.71	
	2	二号緑地	0.05	
	3	東野幌公園	0.59	東野幌総合公園区域内
	4	東大麻一号緑地	0.40	
	5	江別駅前公園	0.16	
	6	元江別緑地	1.14	
	7	あかげら公園	1.10	
	8	湯谷公園	0.13	
	9	大麻栄町緑地	0.02	
	10	まきば緑地	0.27	
	11	ほたる緑地	0.15	
	12	野幌中央緑地	2.38	
12 箇所 計			7.10	
緑 道	1	四季のみち	3.50	
	2	とんでん緑道	0.01	
	3	いずみ緑道	0.05	
3 箇所 計			3.56	

都市公園の集計(都市計画決定済+未決定)

種 類			箇 所	面積(ha)	備 考
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	181	33.49	
		近隣公園	13	29.00	
		地区公園	3	24.30	
	都市基幹公園	運動公園	1	9.90	
特 殊 公 園			8	4.60	
大規模公園		広域公園	1	64.10	
都市緑地			22	31.78	
緑 道			3	3.56	
合 計			232	200.73	

◎下 水 道

下水道は、市街地における下水(雨水と汚水)を排除、処理するための施設であり、都市環境の整備や公共用水域の水質保全を図るうえでも、必要不可欠な基幹的都市施設です。

下水道は、その目的により次の3つに大別されます。

種 類		概 要
公 共 下 水 道	公共下水道	主として市街地における下水を排除・処理するもので、地方公共団体が設置・管理します。 終末処理場を有する「単独下水道」と、流域下水道に接続する「流域関連公共下水道」とがあります。
	特定公共下水道	特定の事業者の事業活動に主として利用されるものです。事業活動の計画汚水量がおおむね3分の2以上を占めるものをいいます。
	特定環境保全公共下水道	主に都市計画区域外に設置されるもので、自然保護下水道、農村漁村下水道、簡易な下水道があります。
流 域 下 水 道		流域内の2つ以上の市町村の下水道から排除される下水を受けて、これを排除するもので、終末処理場を有する公共下水道をいいます。原則として、都道府県が事業主体となります。
都 市 下 水 路		市街地内の雨水排除を目的に、開渠を原則とする下水道です。

本市における公共下水道の現況は下表のとおりです。

(令和7年3月31日現在)

名 称		江別南幌公共下水道		
最終都市計画決定告示年月日・番号		令和3年3月23日 (道)第230号		
排 水 区 域		江別市分 約2,938ha(うち処理区域 約2,883ha)		
下 水 管 渠	名 称	管 径(m)	延 長(m)	備 考
	江別1号幹線	φ1.35~1.20	1,950	分流式污水管
	放流管	φ2.40~1.50	1,260	放流管
	江別11号幹線	φ1.35~1.10	3,760	分流式污水管
そ の 他 施 設	名 称	面 積(m ²)	備 考	
	緑町ポンプ場	2,000	揚水能力	293.6 m ³ /分
	江別太中継ポンプ場	2,400	揚水能力	17.2 m ³ /分
	大麻中継ポンプ場	19,900	揚水能力	15.6 m ³ /分
	東西野幌中継ポンプ場	450	揚水能力	1.6 m ³ /分
	江別浄化センター	68,000	処理能力	80,100 m ³ /日
	対雁雨水調整池	13,100	調整能力	27,700 m ³
	対雁2号雨水調整池	6,100	調整能力	11,400 m ³

◎ごみ焼却場、汚物処理場、市場、と畜場、火葬場等

ごみ焼却場、汚物処理場、市場、と畜場、火葬場などは、都市に居住する人々にとって快適な生活を営むために欠かせない施設です。

これらを建設しようとする場合は、建築基準法第51条の規定に基づき、都市計画において施設の位置を決定したもの、または同条ただし書きの規定により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければなりません。

ごみ焼却場

都市計画決定(変更)告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和54年 2月13日決定 (市)第 64号	江別市清掃センター	工栄町	5.1ha
平成 9年 9月 4日変更 (市)第107号	江別市清掃センター	工栄町	68,200㎡
平成12年11月17日変更 (市)第109号	江別市新清掃センター	八 幡	74,300㎡
平成15年 3月10日廃止 (市)第 17号	江別市清掃センター	工栄町	68,200㎡
平成15年 3月10日変更 (市)第 17号	江別市環境クリーンセンター	八 幡	74,300㎡

その他の処理施設(一般廃棄物処理施設)

都市計画決定告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
令和6年 3月26日変更 (市)第 67号	江別市リサイクルセンター	工栄町	66,100㎡

汚物処理場

都市計画決定(変更)告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和47年 3月24日決定 (市)第68の2号	江別市清掃センター	工栄町	1.7ha
平成 9年 9月 4日廃止 (市)第 106号	江別市清掃センター	工栄町	1.7ha

卸売市場

都市計画決定告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和37年 6月16日決定 (建)1274号	江別卸売市場	一番町	3,156㎡
平成17年 6月20日廃止 (市)第 95号	江別卸売市場	一番町	3,156㎡

と畜場

都市計画決定告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和50年12月 2日決定 (市)第 42号	札幌総合食肉処理施設	角 山	11.3ha
平成15年 6月16日廃止 (市)第 83号	札幌総合食肉処理施設	角 山	11.3ha

火葬場

都市計画決定告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和63年 8月16日決定 (市)第 24号	対雁火葬場	対 雁	7,800㎡
平成元年12月14日変更 (市)第 82号	江別市葬斎場	対 雁	7,800㎡

その他の都市施設

種 類	概 要
一団地の住宅施設	1ha以上の一団地における50戸以上の集団住宅とこれに付帯する通路などの施設です。 これは、良好な住環境を有する住宅の集団施設と、これに付随する公共・公益施設の総合的な整備を図ることを目的としています。
流通業務団地	流通業務市街地として整備するために定められた流通業務地区内において、地区全体の計画的かつ積極的な整備を図るため、集約的に配置・立地された倉庫、卸売店舗、トラックターミナルなどの流通業務施設などをいいます。
一団地の官公庁施設	行政の能率化と住民の利便並びに土地の高度利用を図るため、都市の特定の区域に集められる複数の官公庁施設です。 都市計画においては、それらを計画的に集中させる区域や面積などを定めています。